

名古屋市達第21号

庁 中 一 般
精神保健福祉センター

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
(略)		(略)	
幹事	(略)	幹事	(略)
(略)		(略)	
〃	経済局産業労働部労働企画課長	〃	経済局産業労働部労働企画課長
		<u>〃</u>	<u>健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課長</u>
		<u>〃</u>	<u>健康福祉局地域共生推進部担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）</u>
〃	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長	〃	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
		<u>〃</u>	<u>健康福祉局高齢福祉部担当課長（地域包括ケアの推進）</u>
<u>〃</u>	<u>健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長</u>		
<u>〃</u>	<u>健康福祉局高齢福祉部担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）</u>		
<u>〃</u>	<u>健康福祉局高齢福祉部担当課長（ひきこもり等支援）</u>		

(略)		(略)	
〃	教育委員会事務局教育支援 部義務教育課長	〃	教育委員会事務局教育支援 部義務教育課長
		<u>〃</u>	<u>教育委員会事務局教育支援 部高等学校教育課長</u>
		<u>〃</u>	<u>教育委員会事務局教育支援 部特別支援教育課長</u>
(略)		(略)	

附 則

この達は、令和 7年 4月 1日から施行する。